

萩原 久美子 下関市立大学経済学部教授

杉浦 浩美 埼玉学園大学大学院専任講師

「わが国のポジティブアクションは新たな段階に入った」。

今年2月16日、国連欧州本部（ジュネーブ）で開かれた国連女性差別撤廃委員会の審議。女性に対するあらゆる差別の禁止を定めた女性差別撤廃条約をめぐり、締約国日本の進捗状況を審査する会議の冒頭スピーチで、日本政府代表団団長の杉山晋輔外務審議官はそう高らかに宣言し、昨年12月15日に策定されたばかりの第4次男女共同参画基本計画実行への決意を表明した。

「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を目玉とする同計画に基づき、今後、柔軟で多様な働き方を選択できる労働環境を作ること、女性の参画拡大に関する一定目標と期間を定めて実行に移す「ゴール・アンド・タイムテーブル方式」の導入により女性採用や管理職登用を推進していくこと、有期雇用者の取得条件の緩和などを盛り込んだ育児介護休業法改正の動き、さらには今年4月から実施される女性活躍法の完全実施による女性のトップリーダー登用と指導層人材の育成——。

2030年までにあらゆる分野での女性参画を50%に引き上げる国連の目標には届かないとはいえ、2012年12月の安倍政権発足以降、日本政府が「女性活躍」を重点課題とし、あらゆる分野への女性の参画を推進する施策の実施にあたっていることを審議の場で改めて強調していった。

それに対し、国連女性差別撤廃委員会委員たちは簡潔にこう指摘した。「国内計画は評価するが、差別的運用を是正するための法律改正をなぜしないのか」「男女共同参画と男女平等は別のものだ」「日本政府の男女共同参画は経済活性化のためのものなのか」。2009年の前回審査から女性の状況が大きく変化していないことから、委員の一人はNGOとの意見交換の場で「後退とまではいわないが、停滞しているのではないか」と日本の取り組み姿勢にも疑問を呈した。

はぎわら くみこ

一橋大学大学院社会学研究科博士課程単位取得退学。専門分野は労働社会学、人事労務管理論、社会政策のジェンダー分析。生活経済政策研究所主任研究員、東京大学社会科学研究所特任助教などを経て現職。

著書に『復興を取り戻す——発信する東北の女性たち』（2013年、岩波書店、共編）、『育児休職協約の成立——高度成長期と家族的責任』（2008年、勁草書房）、『迷走する両立支援——いま子どもをもって働くということ』（2006年、太郎次郎社エディタス）など。

すぎうら ひろみ

立教大学大学院社会学研究科博士課程修了。博士（社会学）。専門は、労働とジェンダー、マタニティ・ハラスメント、家族社会学。

著書に『働く女性とマタニティ・ハラスメント——「労働する身体」と「産む身体」を生きる』（大月書店、2009年、第30回山川菊栄賞受賞）、共著に『セクシュアリティの多様性と排除』（明石書店、2010年）、『自立と福祉』（現代書館、2013年）、『多元的共生社会の構想』（現代書館、2014年）、『なぜ女性は仕事を辞めるのか』（青弓社、2015年）等がある。

それだけではない。「男女共同参画は個人としての能力を発揮することを人権の一要素として位置づけている」との立場をとる日本政府に対して、今回の審議の場では、雇用、教育、経済活動、社会保障などあらゆる分野における、シングル・マザー、高齢女性、障害を持つ女性、アイヌ女性、部落女性、移民女性、外国人女性、LGBTをはじめとするマイノリティの状況を懸念する意見、質問が前回に増して相次いだ。その質疑と応答は、日本政府がやはり審議の場で打ち出した「一億総活躍」の英訳（Dynamic Engagement of All Citizens）に含まれる「市民」とは誰を指すのか、日本政府が第4次男女共同参画計画において強調する「女性活躍」の「女性」とはだれなのか、を浮き彫りにしたのではなかったか。

そこで、本特集では第4次男女共同参画基本計画を手がかりに、いわゆる一億総活躍の中に組み込まれた「男女共同参画」の成果と政策の方向性を考えてみたい。

男女共同参画基本計画とは、1999年に制定された男女共同参画社会基本法に基づく法定基本計画で5年おきに策定される。いわば今後5年間のジェンダー平等に関する政策の方針と方法、実行枠組みがここに示されているのである。その今般の第4次基本計画では、すでに述べたように主要な柱である「あらゆる分野における女性の活躍をはじめ、「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」の4つの政策領域が示されている。

その政策領域から私たちはあえて主要テーマとされている「あらゆる分野における女性の活躍」ではなく、「健康」「暴力」「貧困」が盛り込まれた「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」の領域に目を向けた。

いうまでもなく、女性活躍の内実を問えば課題は山積みであり、男性中心型労働慣行は「変革」どころか

「強化」され、第4次計画における女性管理職登用の数値目標の後退という具体的な問題もある。しかし、女性に対する差別を包括的に禁止する司法整備もなされず、「活躍」以前の課題である「安心・安全」、すなわち基本的な人権保障がかすむ今、第4次計画に通底するジェンダー平等政策の根本的な課題を少しでも明らかにすることから始めたいと考えた。

その思いから4人の論者を迎えた。若年女性の貧困化・下層化という問題を提起する宮本氏は、その特徴を「労働と家庭からの排除」という視点から分析する。不安定就労の拡大、さらには非婚化や未婚率の上昇といった家族変容は、男性以上に、より弱い層の女性たちを直撃していることがわかる。

続く田中重人氏は高校教材における妊娠適齢期に関する改竄グラフ問題を追及した研究者の一人で、第4次計画策定過程に至るまでの「科学」「知識」を利用した国による若年出産奨励の動きと同計画における「性差」の強調を明らかにしている。

DV支援現場での実践の経験を持つ研究者桑島薫氏は暴力の根絶という本来の目標を実現するうえで、現状の「逃げる」「切り離す」DV対策の限界について論じている。地方分権、自治体予算の削減の中で相談体制にお金をかけられないDV対策の課題を提示している。

4人目の論者、皆川満寿美氏は東日本大震災の被災地の女性支援活動に深くかわかり、国の防災計画に女性の視点を組み込むよう働きかけてきた研究者である。その立場から、第4次計画で新たに設けられた「防災・復興体制」分野について解説いただいた。地域コミュニティにおける「女性リーダー」の意義と市民社会の重要性を改めて伝えてくれる。

本特集が、「一億総活躍の「市民」とはだれなのか、今後、5年間の計画実行過程における「女性」とはだれなのか、「男女共同参画」とはだれのものなのか——を問う議論の端緒となれば幸いである。

女性と貧困

宮本 みち子

放送大学・副学長

はじめに

労働力人口の減少の懸念が強まるなかで、労働力としての女性への期待がこれまでになく高まっている。主な稼ぎ手として夫が生計を支え、妻は家計補助者としてパートタイマーとして就労するというこれまでの政策上の位置づけは変化しつつある。実際、働く女性の数は増加を続けているが、その多くが不安定な低賃金労働者であり、しかも非婚単身者やひとり親の女性が多く含まれている。男女共同参画政策は、このような実態にもっと目を向ける必要がある。

貧困化する女性が増加していく社会は2つの点で大きな危惧を感じざるをえない。ひとつは、貧困化する母子世帯が増加しているからである。母親の貧困化は子どもの貧困化と一体であり、子ども期の貧困は生涯にわたってマイナスの影響を及ぼす確率が高い。もう一つは、家族をもてない低所得で

社会的にも孤立する中年期・高齢期の女性の増加につながると予測されるからである。この2つの問題は女性や子どもの人権侵害ともいえる問題であり放置することはできない。また放置すれば将来にわたって当人だけでなく社会全体に悪影響を及ぼすであろう。

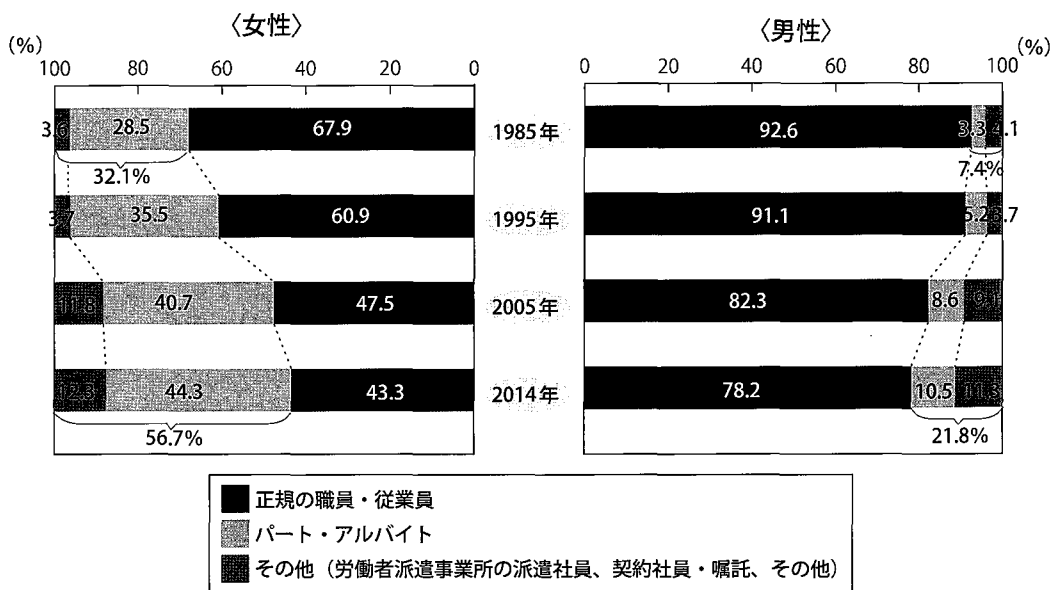
非正規雇用化する若年男性の社会的孤立や貧困問題に関しては多くの議論があったが、実は若年女性の非正規雇用者化は男性を大幅に上回って進み、女性のなかでもとくに不利な状況におかれた女性たちの貧困化と下層化が際立った。しかし、そのような問題は男性の陰に隠れてしまい、社会問題として認識されることなく現在に至っている。

日本では長らく貧困問題は不可視化されていて、社会問題としての位置づけから姿を消していた。しかし、1990年代の末頃から非正規雇用で働く人々が若年層を中心に増加し、なかでも非正規雇用の若年女性の増加が顕著であった。それと密接につながる子どもの貧困が顕在化して現在に至っている。これらの女性たちの特徴を、「労働と家庭からの排除」ととらえると、今直面している現象の特性が明確になる。ここでいう家庭からの排除は、結婚(家族形成)からの排除だけではなく、彼女らの出自家族(多くは親のいる実家)のなかでの排除と、出自家族自体の社会からの排除を含んでいる。また、労働からの排除は、人として生計を営むに足りる安定した仕事と収入の世界からの排除を指している。

みやもと みちこ

お茶の水女子大学大学院修士課程修了。社会学博士。
一億総活躍国民会議民間議員、労働政策審議会委員、社会保障審議会委員。
近著に『下層化する女性たち—労働と家庭からの排除と貧困』(編著 2015)、『すべての若者が生きられる未来を—家族・教育・仕事からの排除に抗して』(編著 2015)。

図1 雇用者(役員を除く)の雇用形態別構成割合の推移(男女別)



(備考) 1. 1985年と1995年は、総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)より、2005年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。

2. 「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員(パート・アルバイト及びその他)」の合計値に対する割合。なお、小数点第二位を四捨五入しているため、内訳の計が100%とならないことがある。

出所:「男女共同参画白書 平成26年版」。

日本における女性の貧困化・下層化

男性労働力が豊富にある状況の下では、女性の就労化を進めるための環境整備は社会政策とはなりにくく、1985年の男女雇用機会均等法は、日本型の男性並み労働ができる限られた女性の社会的地位と所得を上げた一方で、その条件に合致しない既婚女性を正規の労働市場から脱落させる結果となった。しかしその一方で、非正規雇用で働く女性の数はその後一貫して増加を続けた(図1)。女性非正規雇用労働者の増加である。

2000年代に入るとこれまでの均衡が崩れ、一家の支え手である配偶者を得ることのできない女性が増加した。非婚化は経済格差と一体となって進んだのである。女性雇用者数は、1997年から2007年の10年間に254万人増加した。ところがその内訳をみると、女性正社員は123万人減少する一方で、女性非正社員が377万人増加し、非正規労働で働く女性が増加したのである。

その結果、女性雇用者のうち非正社員の割合は、41%から55%へ上昇した。既婚者、未婚者別

にみると、既婚女性の場合は正社員が47万人減少する一方で、非正社員が183万人増加した。また、未婚女性の場合は、正社員が76万人減少する一方で、非正社員が194万人増加した。日本が欧米諸国と異なるのは、女性の労働市場への参入者が増加した時期が、安定した雇用の減少する時期と重なったことであった。そのため、一機に女性非正規雇用者の増加となったのである。

1980年代の非正規労働は、その大半が主婦のパートタイマーであり、非正規労働の問題は既婚女性の労働問題であった。「女性労働の家族依存モデル(女性が家族に包摂されることを前提に女性労働を組み立てるモデル)」が、若い男性にまで広がってきたために、問題は若い男性に焦点化されることになったのである。

中央大学の山田昌弘氏は、ニューエコノミーへの構造転換と女性の社会進出とのタイミングの問題が日本の女性労働の位置づけをあいまいにしているという(小杉・宮本2015;第1章)。欧米の場合、女性解放運動が活発化したのは1960年代後半だったが、この時点では雇用労働はフルタイムが一般的であり、労働への包摂が可能だった時期に女

性の労働による自立がめざされたのである。ニューエコノミーの浸透による非正規労働の拡大はこの後に起こり、低賃金不安定労働の拡大に対する社会政策的対応はジェンダーの別なく展開された。

これに対して、日本では、男女雇用機会均等法の成立は1985年で、女性が正社員として働き続けることを目指す動きと非正規雇用の拡大が、90年代に同時に生じるようになった。労働での包摂が難しくなる時期に労働での包摂をめざすという矛盾した状況に陥ったのである。その結果、総合職正社員のように将来的にも自立可能な若年女性が増える一方で、不安定雇用で低収入の女性も増え、女性間の格差が拡大した。

しかも、女性のおかれた環境の変化は労働の世界とともに家庭という世界でも生じた。結婚して自分自身の家族を形成することが自明のことではなくなったのである。

労働と家庭からの排除

1990年代以後の社会変化は女性の生活保障の枠組みを大幅に変えた。結婚に関していえば、自由度と選択性が高まる一方で、結婚(家族形成)できない人々が急増した。非婚化は若い男性に顕著だったが、そのことは当然のこととして結婚できない女性たちを生んだ。女性の生涯未婚率および子なし率は上昇を続けているが、将来、経済的に不安定で親族も少ない女性が増加する時代がくるのではないかと懸念される。

就労に関していえば、男女雇用機会均等法施行以後、労働市場の需要の高まりのなかで女性の就労化は進んだが、一握りの恵まれた働く女性たちの対極に、非正規・低賃金の女性労働者が増加したことはすでに見た通りである。貧困化する女性たちはまさしく構造的制約のなかで、セーフティ・ネットのない状態に落ち込んでいる。

不安定就労の拡大に関しては女性に特有の状況がある。若年女性の労働者・職業人としての自立は複雑である。一方で、労働市場では女性労働を求めるプル要因が働く。ところが稼ぎ手として社会

的に承認を受ける男性と違い、女性には常にジェンダー役割が負わされる。家族の世話や介護は、家族の状況のなかで期待されることが多く、女性の自立を阻む。しかも下層にしばしばみられるのは、家族内における娘に対する家父長的支配であり、経済的・非経済的収奪にさらされる。さらに職場でも性的ハラスメントやパワーハラスメントの対象となりやすい。つまり、女性はあらゆるところでさまざまな形態の暴力にさらされている(小杉・宮本2015;第4章、第5章、第6章、第7章)。

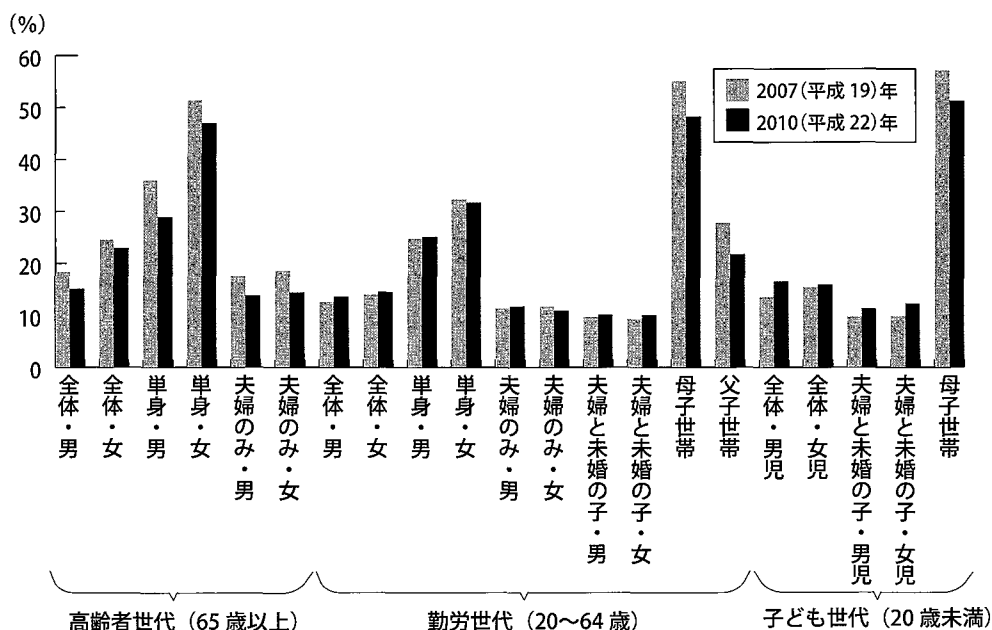
先進国に共通する「貧困の女性化」

貧困化する女性の増加という社会現象は、日本に限らず先進工業国において少なからず見られる。ただし、これらの国々では日本より早い時期にそれを経験し、議論され、社会政策化した。それゆえ、日本の若年女性の貧困化や下層化もポスト工業化社会に特有の現象と位置付け、広い視野でこの問題に立ち向かう必要がある。

アメリカの家族史・社会史の研究者であるステファニー・クーンツは『家族に何が起きているのか』で、1980年代のアメリカの若い世帯、とくにシングルマザーの経済的悪化を描き(クーンツ2003)、女性が貧困から抜け出す第一の道は結婚することではなく、男性と同様に安定した仕事を手に入れることだと主張している。

アメリカをはじめとする先進工業国で1980年代に貧困が急速に増加し、90年代にその傾向がより強まったのには4つの事情があった。①グローバル経済化に伴う競争の激化、②失業、非自発的なパートタイム労働、有期限雇用契約、一時的労働が増加するなどの労働市場の柔軟化と不安定化、③戦後の西欧型社会モデルが弱体化・崩壊し、それまでの雇用保障、所得再分配制度を維持できなくなるなど福祉国家路線の崩壊、④生活保持を国家の責任ではなく自己責任とする論調の台頭、の4点である。この時期は家族の多様化・脱制度化の時期と重なっており、貧困等の諸問題は、1人親世帯、ひとり暮らし(単身)世帯、女性が主な稼ぎ手世

図2 世代・世帯類型別相対的貧困率(2007年、2010年)



(備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年、22年)を基に、男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会 女性と経済ワーキング・グループ(阿部彩委員)による特別集計より作成。
 2. 相対的貧困率は、可処分所得が中央値の50%未満の人の比率。
 3. 平成19年調査の調査対象年は平成18年、平成22年調査の調査対象年は平成21年。

出所:「男女共同参画白書 平成26年版」。

帯、稼ぎ手のいない世帯の増加など、家族の変容と密接な関係をもって進行した。

男性稼ぎ主モデルの登場とその変容

日本は高度成長期に性役割分業を前提とした社会政策を取り、家族形成や子育てに対する支援も「家族頼み」、「大企業本位」、「男性本位」政策が、1980年代に強化された。それは、所得税の配偶者控除や、基礎年金の第3号被保険者制度の導入、遺族厚生年金の拡充などに現れている(大沢2004)。これらの制度は、女性を専業主婦または家計補助的パートタイマーの地位にとどめる効果をもった。このようなモデルが続いた背景に、豊富な男性労働力があつたと見られるが、いまや労働力不足の時代への転換点にあり、“女性の社会参加”がにわかに社会政策として踊り出た。しかし、男女間の賃金格差に加えて女性非正規雇用者が男性以上に増加し、経済的に自立できる女性は限られたままである。

その一方で、家族という側面からみるとこの10年で若年女性の状況は大きく変化している。結婚はも

はやセーフティ・ネットではなくなった。「結婚しない」「結婚しても夫の収入では暮らせない」「夫の暴力に悩んでいるが離婚できない」「子どもや親を一人で支える必要がある」などの事情を抱えた女性が増えている。ところが、自活できる経済力のある女性はずかにとどまる。世帯類型別に貧困率を比較すると、母子世帯の貧困率が際立って高い。また、勤労世代では単身の女性の貧困率が高い(図2)。

貧困化する若年女性は、貧困の連鎖のなかにある例が少なくない。しかも、出口のないスパイラルダウンに陥っている点に近年の特徴があるといわれている。したがって2015年にスタートした子どもの貧困対策は貧困な母親(および予備軍)対策と一体化する必要があるのだが、日本の社会保障制度は、年金・医療・雇用保険が中心で、女性が主な稼ぎ手となっている家族への支援は極めて弱体である。それが子どもの貧困とつながっている。

女性の貧困と社会政策

一般的に、先進工業国のなかでも市場経済を重視する国の子どもの貧困率は、北欧諸国のように

社会保障による所得再分配を重視する国々より高い傾向が見られる。それはアメリカとイギリスに顕著であるが、日本はこのタイプに接近している。女性の貧困化に歯止めをかけるためには、性役割分業を前提とする家族と労働市場を転換させる必要がある。また、子どもの養育・教育期にある家族に対する公的支援を強化することによって貧困の世代間連鎖に歯止めをかける必要がある。

欧米諸国と比較すると、日本には明確な家族政策がなかったが、近年の少子化対策は、日本における本格的な家族政策の様相を帯びている。しかし、中京大学の松田茂樹氏は、保育とワーク・ライフ・バランスを両輪として実施してきた従来の対策が過去20年以上出生率を回復させることができなかったことを批判的に振り返り、つぎの転換、つまりわが国の家族や若者の〈全体像〉を把握する研究とそれを踏まえた政策が必要だという。というのは、少子化対策の中心であったワーク・ライフ・バランス研究や政策は、出産・育児期に継続就業する正規雇用者同士の共働き夫婦という一部の層に重点化した分析（部分最適化）および政策提言になっていたからである。少子化という家族や若者の全体に関わる問題を解決するためには、その全体に対する分析と政策提言が必要だというのである（松田2015）。

貧困状態の女性には母子世帯の母も多い実態を踏まえて、地方自治体のひとり親世帯に対する相談窓口を強化し、就労支援ばかりでなく、子育て支援や生活支援の充実も図るという政策の方向性も示されている（社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会2013）。たしかに専門の支援員が配置されることは重要であるが、母子世帯のもつ多様で複合的な課題を解決するには、生活困窮者支援制度と一体的な運用を図ることも必要であろう。

女性の貧困問題の解決は福祉だけでは不十分で根本的解決にならない。これを補完する労働政策が必要であり、まずは非正規雇用が有する賃金や能力開発機会などの劣悪な諸条件、雇用の不安定さ、非正規から正規への道筋の見えなさなどを

解消しなければならない。また、専業主婦がいることで成立するような男性の長時間労働をまず変えなければ、女性が生むことと働くことの矛盾から解かれるはずがない。男性の働き方を変えることを最優先する必要がある。

より広範な貧困問題への対応としては、所得の再配分機能をどう高めるかも重要な点である。子どもの養育・教育費は親の責任とされ、賃金からの支払いにゆだねられた制度では、貧困な母子世帯を救済できない。国際的にみると、GDPに占める日本の公的教育支出の割合は低いため、初等・中等教育では学校教育関係費（教材、通学費、修学旅行費、部活動の費用など）の個人負担部分が重荷となる家庭が増加している。また、学校教育を補う塾や習い事が教育競争に不可欠な条件となり、それが家庭の経済力にゆだねられ、学校教育の成果に影響を及ぼしている。高等教育費の負担は、家計を圧迫する深刻な問題となり、家庭の経済事情が進学率を左右している。児童手当は未発達のまま現在に至り、2000年代の子どもの貧困化の歯止めとはならなかった。

家族政策と並んで若年女性の貧困化を阻止するうえで重要なのは、労働者に対する職業教育・訓練と就職支援などの積極的労働政策である。しかし、これも諸外国と比べ社会保障費に占める比率が小さい。とくに、若年女性に対する労働施策はより一層弱体である。若年女性の状況を理解し、人生前半期のニーズに応える社会保障制度への転換を図らなければ、労働と家庭から排除される若年女性の貧困化はさらに進むであろう（宮本2012）。■

《参考文献》

- 小杉礼子・宮本みち子（2015）『下層化する女性たち—労働と家庭からの排除と貧困』勁草書房。
大沢真理（2004）『福祉国家とジェンダー』明石書店。
クーンツ、ステファニー／岡村ひとみ訳（2003〈原著は1997年〉）『家族に何が起きているのか』筑摩書房。
松田茂樹（2015）「少子化対策における家族社会学の貢献と今後の課題」『社会学評論』Vol.1. 66, No.2。
宮本みち子（2012）『若者が無縁化する—仕事・福祉・コミュニティでつなぐ』筑摩書房。

「妊娠・出産に関する正しい知識」が意味するもの プロパガンダのための科学？

田中 重人

東北大学大学院文学研究科准教授

「妊娠のしやすさ」改竄グラフ問題

2015年8月、妊娠・出産に関する「医学的・科学的に正しい知識」をはじめて盛り込んだという保健副教材改訂版が高校に配布された。その第20節「健やかな妊娠・出産のために」には、女性の妊娠のしやすさは22歳で頂点を迎え、そのあと急激に低下していく、というグラフ(図1(a))が載っていた。その前の第19節「安心して子供を産み育てられる社会に向けて」では「結婚のタイミングや子供をいつ頃何人欲しいかなど」を考慮したライフプランの重要性を説いており、30歳までに結婚して「子供は何人欲しい?」と考える「Aさんのライフプラン」の図や、子供を「生きがい・喜び・希望」とする回答割合が高いという調査結果(後に誤りを指摘されて差し替え)、「30代夫婦の6組に1組が不妊に関する検査や治療を受けたことがある

との調査結果」(出典なし)などが紹介されている。問題のグラフが出てくるのは、その直後の第20節。つまり、早く結婚して子供を産むよう促す話の流れの中にある。

この副教材のPDFファイルがウェブに掲載されると、さまざまな疑問が噴出した(高橋 2015)。まず、文章とグラフが合致していない。文章には「30代から徐々に妊娠する力が下がり始め」とあるのに、その左に配置されたグラフでは「妊娠のしやすさ」は20代のうちから大きく下がっている。また、出典表示がいい加減である。この副教材には文献一覧がないから、著者名と出版年だけを示されても、文献を特定できない。さらに、これとおなじ形状のグラフがウェブ上に複数あるが、それらすべてに吉村泰典・内閣官房参与(元日本産科婦人科学会等理事長)が関わっている¹。特に、吉村氏のブログ記事では、「22歳時の妊孕力を1.0とすると、30歳では0.6を切り」(2013年6月25日)などと、グラフ以上に数値の落ち込みを誇張した説明文つきである。要するに、政府と専門家が結託してデータを捏造し、高校生が早く子供を産むように誘導するプロパガンダを展開しているのではないか、というのだ。

このような騒ぎのなか、文部科学省は当該グラフの訂正を発表した(2015年9月2日に正誤表をウェブサイトに掲載)。その後、PDFファイルも差し替えられた。訂正後は図1(b)のようになっている。

副教材当該部分の改訂にあたって原案を作成し

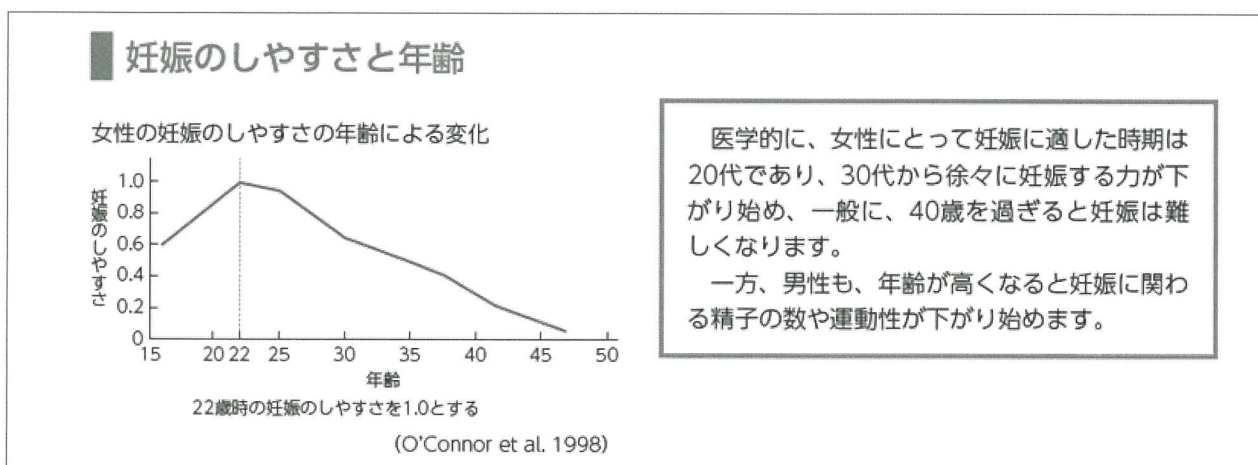
たなか しげと

大阪大学大学院人間科学研究科退学。博士(人間科学)。専門分野は家族社会学・社会調査法。大阪大学助手、東北大学講師を経て2009年から現職。

“Gender Gap in Equivalent Household Income after Divorce”, in *A Quantitative Picture of Contemporary Japanese Families*, Tohoku University Press, 2013; 「女性の経済的不利益と家族：分配的正義におけるミクロ・マクロ問題」『ジェンダー平等と多文化共生：複合差別を超えて』東北大学出版会, 2010.

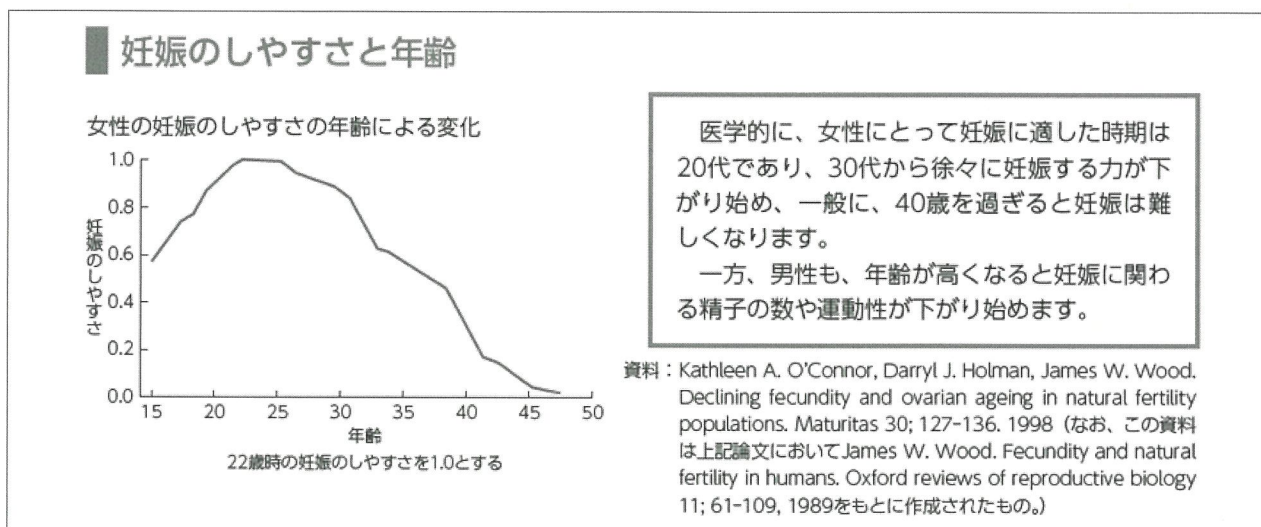
図1 高校保健副教材に掲載された「妊娠のしやすさ」グラフと説明文

(a) 文部科学省 (2015) 『健康な生活を送るために(高校生用)』 p.40 (公表時)



出所: http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/08/17/1360938_09.pdf
(2015年8月25日確認)

(b) 文部科学省 (2015) 『健康な生活を送るために(高校生用)』 p.40 (訂正後)



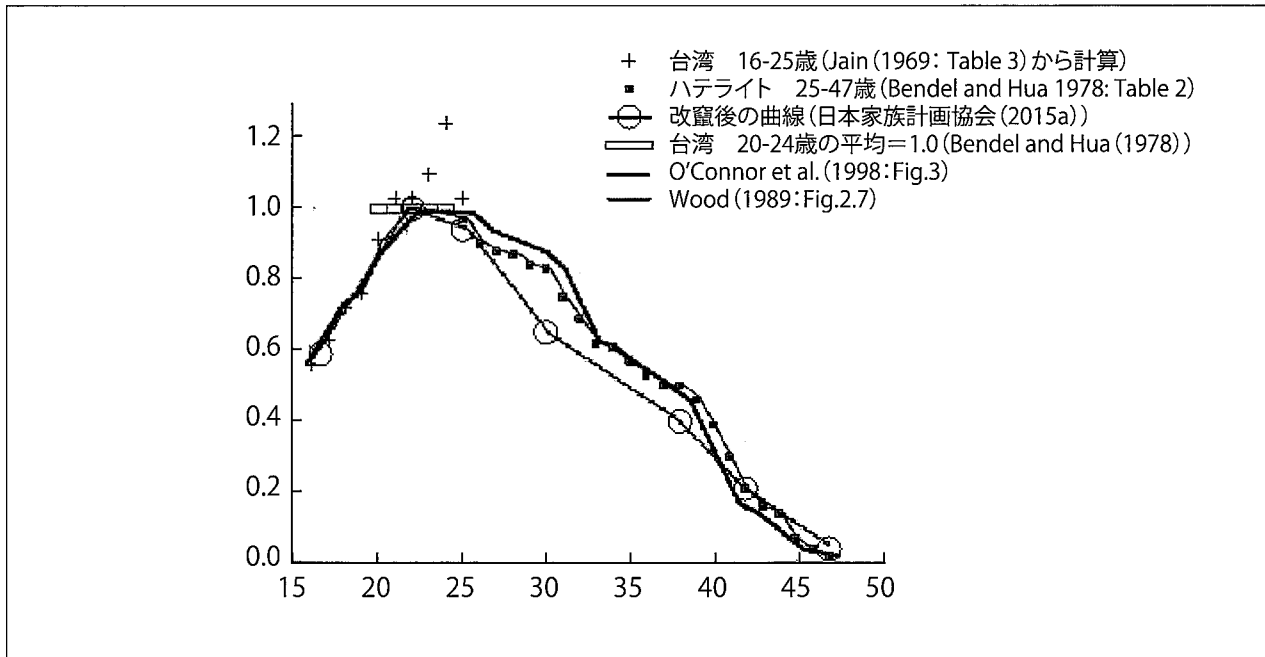
出所: http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/09/30/1360938_09.pdf
(2016年2月1日確認)

たというKK氏(おそらく北村邦夫・日本家族計画協会理事長)は、当初は避妊や中絶に関する内容を盛り込んだ案を提出したが、それは採用されず、「妊娠・出産の項が紙面を埋め尽くす」内容に差し替えられた、という(KK 2015)。その際、吉村氏が問題のグラフ(図1(a))を提供したのであるが、このグラフについて、吉村氏は、「誰が作製したのか分からないが、産婦人科では長年広く使われてきた」(毎日新聞2015年8月26日)と語ったと報じられている。しかし、その後市民団体からの質問に吉村氏が回答(2015年12月28日消印)したところによ

れば、グラフは吉村氏自身が作成したものという2。

実は、2015年3月2日に日本産科婦人科学会等の9つの学術団体が内閣府に「学校教育における健康教育の改善に関する要望書」を提出した際の要望書資料に、図1(a)に酷似したグラフがある(日本家族計画協会2015a)3。これは、「妊娠・出産の適齢期やそれを踏まえたライフプラン設計」について中学・高校で教えるべきとする要望書であり、そのために「医学関係者の最新の知識」(日本産科婦人科学会ほか2015)の提供を申し出ている。これをうけて「少子化社会対策大綱」(2015

図2 各文献の年齢別受胎確率データの比較



年3月20日閣議決定)に妊娠・出産に関する教育を学校でおこなうという項目が入り、これを具体化したものが今回問題になった副教材だった(日本家族計画協会 2015b)。つまり、このグラフは、学術団体のロビー活動の結果として学校に持ち込まれたわけだ。

グラフの来歴

この「妊娠のしやすさ」グラフのもとになったのは、Bendel and Hua (1978) による年齢別の受胎確率 (fecundability) の推定結果である(田中 2015)。16-19歳の部分は、台湾における1960年代の調査データ(Jain 1969)から、ある年齢で結婚した女性の結婚から妊娠までの平均的な月数を求め、その逆数となる1か月あたり受胎確率を割り出している(図2の+)。20-24歳の数値も台湾データによるものだが、この年齢層全体での平均値を求め、それをグラフ全体の基準 (=1.0) としている(図2の□)。25歳以上については、北米のハテライト4の1950-60年代の調査データ(Sheps 1965)から、20代前半までに結婚した女性に限定して25歳以降の年齢別出生力を求め、それにほかのデータから年齢別の流産率・死産率・不妊率などを外挿した妊娠・出生過程の確率モデル

を適用して、1か月あたり受胎確率を推定している(図2の■)。

この推定結果は正しいのか？ また、現在の日本社会にあてはめてよいのか？ これに関してはさまざまな疑問を提起できる。

台湾のデータからの推定では、結婚前にはなかった性的関係が結婚した途端にはじまるという仮定があるが、これは妥当なのか。社会階層と結婚年齢との間には関連がある可能性が高いが、これが受胎確率のちがいと絡んでいるのではないか。また、初潮年齢などを比較したとき、当時の台湾よりも現代の日本のほうが、10代での性的成熟が早く、受胎確率も高いと考えるべきなのではないか。

ハテライトのデータからの推定では、早婚の女性に対象を限定したことが結果をゆがめているのではないか。パラメータの外挿に使った流産率などのデータは信用できるのか。また、受胎確率の個人間のばらつきの度合いは年齢によらず一定という前提が設けてあるのだが、これは正しいのか。

その後の研究がこれらの疑問を解決しているのかどうか、この研究を引用する文献群5をチェックした。そもそも被引用数が23件と少なく、ほとんどは先行研究のひとつとして簡単に紹介されているだけである。台湾のデータを使った推定に対し

ては、その方法や解釈を検討したものはない。一方、ハテライトのデータを使った推定に対しては、早婚女性に限定したことにに関する問題が指摘されている。James (1979) は、推定のもととなった Sheps (1965) のデータに基づいて、女性の出生率を規定する要因は年齢そのものというより結婚からの経過年数であることを指摘し、Bendel and Hua (1978) が推定した受胎確率低下の大部分は、結婚期間が長くなるにつれて性行動が不活発になるという要因で説明できると論じた⁶。Wood (1989: 77; 1994: 296) も同様に、結婚期間の長さが性行動の変化を通じて受胎確率に影響している可能性を指摘している。

Bendel and Hua (1978) に対しては、このように、加齢による受胎確率減少を過大推定しているという批判がある。それに対し、推定結果を支持する立場からの反論はおこなわれていない。その他の疑問点については、批判的検討自体が存在しない。したがって、この推定結果を、学界内での相互批判に耐えて生き残った通説とみなすことはできない。高校生に提示するデータとしての適格性を考えるなら、台湾データを使った10代後半の推定値について何の検討も加えられていないことも大問題である。

以上のように、もともと妥当性に乏しい研究成果なのであるが、その後、1.0に固定されていた推定結果の20-24歳部分を Wood (1989: Fig. 2.7; 1994: Fig. 7.5) が改変して曲線を描き(図2の細線)、22歳のピークをつくりだした。それをさらにずらして写したのが O'Connor et al. (1998: Fig. 3) である(図2の太線)⁷。また、点の数を大幅に減らし、20代後半から30代の値が本来の推定値より下方に来るようにプロットすると、図1(a)のグラフができあがる(図2の○)。

「医学的・科学的な知識」の危うさ

「医学的・科学的な知識」「正しい知識」の普及を図るという目標は、男女共同参画基本計画にも盛り込まれている。正しい知識を広めるのだから

らどんどんやればいい、と思ってしまう人も多いかもしれない。しかし、産婦人科などの専門家の唱える「医学的・科学的な知識」を素直に信じることには、危うさがつきまとう。

まず一般論として、専門家が解説する知識は、多数の研究成果の中から選別したものである。対立した議論がある場合、どの研究をどういう基準で採用してどう紹介するかには、かならず恣意的な選択がはたらく。

もし、専門家が紹介する知識の内容が、学界内で厳しい批判に耐えて生き残った通説だけに限定されているなら、このような恣意的選択の弊害を最小限に抑えられる。しかし、「医学関係者の最新の知識」を提供するという謳い文句をもって政府に政治的主張を売り込むような団体には、そのような禁欲的な態度は期待できない。最新の知識とは、「まだ十分な検討がおこなわれていない知識」と同義である。

さらに、すでにみてきたように、大元のデータや推定方法についての説明がある論文を引用しなかったり、グラフの点を間引いて写したり、プロットする位置をずらしたりしたグラフが実際に使われている。およそ知識を正確に伝えようとする誠実さに欠けた態度である。

このようなことが長年通用してきたのだとしたら、そもそも学界全体としての研究能力が低い疑いがある。内部からの批判が出てこなかったことからみて、学界内で自由な相互批判をおこなう文化もなさそうである。このような環境で蓄積されてきた研究成果が、果たして「科学的知識」の名に値するだろうか。

私たちが専門家を信頼できるのは、彼らは相互に厳しい批判を繰り返してダメな研究成果をふるい落とししているはずであり、そのような淘汰の過程をくり抜けた確実性の高い知識について、誠実に解説してくれるものという前提があるからだ。今回の「妊娠のしやすさ」グラフ改竄事件から得るところがあるとすれば、このような信頼をおくことのできない専門家集団が実在するという事実を明るみに出したことであろう。

性差に基づく男女共同参画？

「第4次男女共同参画基本計画」（2015年12月25日閣議決定）には、「性差」という単語が18回出現する⁸。その多くは「身体的性差を十分に理解」することが「男女共同参画社会の形成に当たっての前提」といった主張であったり、「性差医療」の推進を謳ったものである。一方で、「性差に関する偏見の解消」を訴える項目も存在するが、「偏見」の用法（8例）をみると、すべて「固定的な性別役割分担意識」とセットであり、この意識は「高度経済成長期を通じて形成されてきた」ものとされている。つまり、問題視されているのは、歴史的に形成されてきた固定的役割だけなのである。さまざまな偏見の新バージョンを生物学・医学が日々作りだしている現状は、問題になっていない。

「性差」ということばが男女共同参画基本計画に入ったのは、2005年の改訂のときである。このなかには、いわゆる「バックラッシュ」を反映した文面もある。「性差に応じた的確な医療である性差医療」なる文言が登場したのもこの時だった。性差や医療に関するどのような知識であれば「的確」なのか。それは誰が決めるのか。その判断基準は、平等の理念とどうかかわるのか。専門家によるプロパガンダが顕わになってきた時代に、知識の生産・流通過程をきちんと監視し、評価することがますます重要になってきている。 ■

《注》

- 1 吉村氏が代表をつとめる「吉村やすのり生命の環境研究所」ウェブサイト内のブログ (<http://yoshimurayasunori.jp/blog/>) の2013年6月25日、2014年8月11日、2014年11月15日の記事。2015年3月4日の講演資料 (http://www.kenko-kenbi.or.jp/uploads/20150304_yoshimura.pdf)。そして2015年3月2日に吉村氏が大臣に手渡したという「学校教育の改善に関する要望書」付属資料（後述）である。なお、図1(a)との間には、横軸上の「22歳」位置のずれや縦軸ラベルの変化など、こまかいちがいがあがる。
- 2 高校保健・副教材の使用中止・回収を求める会「高校保健・副教材作製に関わった関連専門団体およ

び有識者への質問状と回答」 (<http://fukukyozaai.jimdo.com/stop/> 関連資料/20151203/)。なお、これらの質問状の起案には私も参加している。

- 3 日本家族計画協会（2015a）では、要望書の提出は「1月下旬」となっていた。これを「3月2日」に訂正するという記事が『家族と健康』739号2面（2015年10月）に載っている。なお、同記事には「参考資料にも一部訂正がございます」とあるが、実際には資料の訂正はおこなわれていない（2016年1月22日確認）。
- 4 「ハテライト」（Hutterites: キリスト教フッター派）は、宗教的な理由から避妊と人工妊娠中絶を拒否してきた集団。生活水準が高く健康状態がよいため出生力が高く、また信頼性の高い統計がえられるという事情から、歴史人口研究に頻りに登場する（大塚 2002: 488）。
- 5 Bendel and Hua（1978）を引用する文献数は、Scopus で7件、Web of Sciences で13件、Google Scholar で16件（ヒットは17件だが、うち1件は文献一覧に記載なし）である（2016年2月3日）。重複しているものを差し引き、さらに他の方法で見つけた文献をふくめると、全23件となる（田中 2016）。これらのなかに、データと推定方法をくわしく説明しているものはないので、Bendel and Hua（1978）か、ほぼおなじ推定方法の説明が載っている博士論文（Bendel 1978）を参照しないと、方法の検討はできない。なお、Bendel（1978）を引用した文献は見当たらない。
- 6 James（1979）は、このほかに、不妊率の外挿データが妥当でない可能性を示唆している。
- 7 田中（2015）も参照。これらの曲線の異同については、J. Wood, K. A. O'Connor, D. J. Holmanの3氏に電子メールで照会している（2015年10月4日）が、現在のところ返信を受け取っていない。
- 8 オンラインPDFファイル http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/pdf/print.pdf（2016年2月4日閲覧）の検索結果による。以下同様。

《文献》

- Bendel, Jean-Pierre（1978）“A model of births for developing countries and its use in the study of demographic effect of birth control”（Ph.D. dissertation, Carnegie-Mellon University）. UMI Dissertation Services 7814379.
- Bendel, Jean-Pierre, and Chang-i Hua（1978）“An estimate of the natural fecundability ratio curve.” *Social biology*. 25（3）: 210-227.
- Jain, Anrudh Kumar（1969）“Fecundability and its relation to age in a sample of Taiwanese women.” *Population studies*, 23（1）: 69-85.
- James, William H.（1979）“The causes of the decline in fecundability with age.” *Social biology*, 26（4）: 330-334.

- KK (2015) 「編集帖」『家族と健康』741: 1.
- 日本家族計画協会 (2015a) 「本会・日本産科婦人科学会など9団体 学校教育の改善求め要望書提出」『家族と健康』732: 1.
- 日本家族計画協会 (2015b) 「妊娠・出産に関する正しい知識 学校で：少子化社会対策大綱 閣議決定」『家族と健康』733: 3.
- 日本産科婦人科学会ほか (2015) 「学校教育における健康教育の改善に関する要望書」(平成27年3月2日) <http://www.jsog.or.jp/news/pdf/20150302_youbousyo.pdf>
- O'Connor, Kathleen A., Darryl J. Holman, and James W. Wood (1998) "Declining fecundity and ovarian ageing in natural fertility populations." *Maturitas*, 30 (2) : 127-136.
- 大塚柳太郎 (2002) 「自然出生力 (人類学的集団の出生力)」日本人口学会『人口大事典』培風館, pp. 486-490.
- Sheps, Mindel C. (1965) "An analysis of reproductive patterns in an American isolate." *Population studies*, 19 (1) : 65-80.
- 高橋さきの (2015) 「「妊娠しやすさ」グラフはいかにして高校保健・副教材になったのか」『SYNODOS』2015.09.14 <<http://synodos.jp/education/15125>>.
- 田中重人 (2015) 「年齢—受胎確率曲線の文献間のちがいについて」<<http://d.hatena.ne.jp/remcat/20150915>> .
- 田中重人 (2016) 「Bendel and Hua (1978) を引用する文献」<<http://d.hatena.ne.jp/remcat/20160216>> .
- Wood, James W. (1989) "Fecundity and natural fertility in humans." *Oxford reviews of reproductive biology*, 11: 61-109.
- Wood, James W. (1994) *Dynamics of human reproduction: biology, biometry, demography*. Aldine De Gruyter.



DVの根絶に向けた支援体制の再構築

桑島 薫

名城大学経営学部准教授

第4回世界女性会議（1995年北京にて開催）で「女性に対する暴力」が各国社会の取り組むべき重要な課題として行動綱領に盛り込まれて以来20年が経った。日本でも男女共同参画社会基本法（1999）、配偶者暴力防止法（2001、以下DV防止法と略記）で人権侵害かつ男女共同参画社会の実現を阻むゆえに根絶すべきものとして規定されている。国の男女共同参画基本計画関係予算を見ると、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に対する予算は過去5年間、年々増えており、2015年度は1,153億円で前年度比12.6%増となっている。今次の第4次男女共同参画基本計画でも引き続き重点分野として位置付けられ、ストーカー対策をはじめ、配偶者間暴力のみならず、交際相手からの暴力、若年層への予防啓発が盛り込まれた。これらを含め、一見すれば施策の充実と「被害者情報の保護」「切れ目のない支援」「加害者更生」を柱とする体系立った計画という印象を与える。

くわじま かおる

東京大学、博士（学術）。専門は、文化人類学、ジェンダー研究。（財）横浜市女性協会を経て、2016年4月より現職。著書に『民間女性シェルター調査報告書Ⅱ：アメリカにおける民間女性シェルターの事例とドメスティック・バイオレンスへの取り組み（アメリカ調査編）』（共著、1995年、（財）横浜市女性協会）、『婦人保護施設と売春・貧困・DV問題』（共著、明石書店、2013年）、「プロセスとしての『自己決定』—暴力被害女性の一時保護支援の場から』『超域文化科学紀要』第16号（東京大学大学院総合文化研究科超域文化科学、2011年）。

にもかかわらず依然、DV被害は後を絶たない。そのうえ、DVは相談しにくいという傾向を持つ。内閣府が3年毎に実施する全国調査の結果を見ても、配偶者からの身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれかあるいは複数の暴力被害について女性の44.9%、男性の75.4%が「だれにも（どこにも）相談しなかった」と回答している¹。

「逃げる」被害者は可視化されるが、「逃げない」「逃げられない」潜在的被害者は支援につながらない。この状況にこそ、実は親密な関係における暴力の根本の課題が潜んでいる。つまり、DV防止法は改正を重ねてはいるものの、親密な関係における暴力の根本にあるものに対応しきれていないまま、今日に至っているのである。踏み込んで言えば、なぜ法整備や対策の拡大にもかかわらず、効果が上がらないのか。従来の、逃げる被害者をかくまい、自立へという一方向的なDV政策の問題や支援現場が抱える課題を、DVの社会問題化から約20年経た今こそ、「暴力の根絶」という観点から議論すべき時にあるのではないか。なぜなら第4次基本計画が目指す「あらゆる分野における女性の活躍」の根本に人権を守るという基本姿勢が貫かれているのかという重大な政策課題と考えるからである。以下、日本のDV政策の特徴を見た後、DVの「親密な関係性」を念頭に置いた政策の方向性について述べたい。

一時保護から自立支援への流れを中心とする現行のDV政策

DV防止法は、もともと、配偶者間暴力に限定した形で被害者支援と暴力の防止を中心に制定されたが、その後、3度の改正を経て、法の対象範囲、保護命令、通報や配偶者暴力相談支援センター等その他の分野という3つの方向で拡充を行ってきた(桑原 2014:10)。

まず、加害者への処罰規定については、配偶者間暴力は「犯罪となる行為をも含む」ものの、DV防止法に基づく加害者の処罰規定は、保護命令違反を除いて、ない。DVは、暴行や脅迫、傷害といった行為に分割され、刑法やストーカー規制法などの個別の法律による規制が行われるにとどまっている²。第4次基本計画でも引き続き、加害者の処罰の徹底と更生プログラムのあり方について検討が盛り込まれているが、その実績を総括するまでには至っていない。

一方、DV被害者支援に関しては、被害者を私的領域から逃がして救済する支援ルートが整備されてきた。具体的には、各都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設³に被害者支援を一括する配偶者暴力相談支援センター機能をもたせ、婦人相談員には被害者の相談や保護などの援助活動を、婦人保護施設には被害者の一時保護施設の役割をそれぞれ付与した。

既存の福祉制度やサービスを活用することで迅速な行政的展開が可能となり、制度上は、DV被害者は一時保護施設に入所後、必要に応じて、福祉事務所において生活保護、母子生活支援施設、児童扶養手当、母子・寡婦貸付、公営住宅、婦人保護施設、障害者自立支援など自立に向けた様々な制度利用を申し込むことができる。「DV被害女性には一旦、福祉に入ってもらおう。そうすれば後はシステムティックに流れる」(筆者インタビュー4)とある男女共同参画課の副課長が説明するように、行政の言う「自立」へと向かうルートは、一時保護の後に母子施策や生活保護といった福祉制度の「型」(大西 2006: 264)に被害者の生活をほめ

込んでいくプロセスといえる。

ただし、実際の制度運用は施策の実施主体となる地方公共団体の裁量に任されており、都道府県と市町村とのすみ分けもある。たとえば、単身の女性は都道府県の、母子は市町村の対応となるだけでなく、それぞれの施策において自治体間で対応にばらつきがある。「当事者の問題が、どの法律、どの規則、どの要綱の要件に合致しているかをさがして、何らかの型にあえばよいのだが、どの型にもあてはまらなければ、行政は助けてくれない」(大西 2006: 264)。筆者のインタビューでも、ベテランの婦人相談員は、「行政でせいぜいできるのは一時保護と生活保護」にすぎず、「生保つけて一丁あがり」となる現状の行政支援の限界への苦言が聞かれた。

保護から自立への「切れ目のない被害者支援」が謳われつつも、この福祉的支援ルートにおける課題は多い。被害者支援の観点から、自立支援の重要性(戒能 2006)、関係機関の実質を伴った「連携」の重要性(小川 2015)、支援に合致した社会保障制度の必要性(片桐 2014)といった指摘がなされている。

相談窓口の職員の対応の不親切さや、実際に担当につながるまで幾度となく電話をかけ直し、その都度被害の事情の説明を求められることや、住宅入居の優遇制度も配偶者暴力相談支援センターの証明書が必要になるなど相談窓口へのアクセスそのものへの敷居は高い。さらに暴力から逃れ、離婚した後も、長引く不安や、PTSDといった症状に悩む被害者も少なくない。特にDV防止法に基づく支援ルートは、母子施策を中心としているため、被害者の生活再建を通じて、被害者の社会への再統合を目指す福祉であり、被害者保護の後に「自立」「自己決定」へ向けて「駆り立て」る福祉(児島 2002)に陥る可能性も懸念される。

さらに、日本のDV対策は逃げた後に重点を置いた政策であるため、離婚をして、夫の知らない別の場所で日常生活を再開しようとする「暴力から逃げきった人」にとっては生活再建のための手当やサービスを用意しているが、「逃げようとしないう」あ

るいは「逃げても戻る」多くの被害者にとって、手薄なものになっている。そのためDV防止法についても「逃げきる人」のための法律であり「家も仕事も捨てて逃げ、新しい土地で新しい生活を始める。そういう決意をしたら支援しますよ、という法律」だと分析する被害者支援団体の運動家もいる。日本のDV政策にみられるのは、問題を私的領域から公的領域へと移行させ、その上で公的手続きによって救済するという、公私二分に基づいた構図である。

言い換えれば、被害者は私的領域を出られるという前提のもとに考案されたものであって、その前提に当てはまらなければ被害者は救われず、対象となる被害者は限定されることになる。しかも被害は女性に限ったことではない。暴力を振るわれた女性が自分の子どもに暴力を振るう場合もあれば、加害者の長年にわたる過去の被暴力経験もあり、加害-被害の二項で単純に捉えられないケースもある。さらに、同性間の暴力やセクシュアル・マイノリティとされる人々の間での暴力について関心を払っていく必要性も指摘されている(北仲 2010)。DVが生じる多様な関係性への認識がなければ、さらに政策が対象とする「被害者」は限定されることになる。

親密な関係性にこそ暴力は潜在

重要なのは、以上のような政策の方向性によってこぼれる側面—親密な関係性にこそ暴力は潜在しているということである。しかもDVは、目の前の一時点で起きている暴行事件ではなく、家族や夫婦、恋人同士といった親密な関係の継続期間、すなわち関係の歴史そのものである。そもそも親密な関係とは濃密な感情に媒介されており、その関係性はある種の代替不可能な排他的な関係となっている。

それゆえに、加害者は、脅迫したり懇願したり謝罪したりと、あらゆる手段を使って相手を「親密」な関係に閉じ込めようとする。男女のパートナー関係においては、女性が自分以外の男性と口をき

ただけで暴力を振るうこともある。女性が友人や実家に連絡することを禁じ、携帯電話のメールを監視し、職場にも頻繁に電話をするストーカー行為に出ることも珍しくない。女性が自分に従わなかったり、関係を断ち切ろうとしたりすると男性は一層の暴力を振るい、二度と逃げられないように脅す。加害者は女性に対し「バカ」「死ね」などと罵り続け、一晩中正座をさせて説教をする、毎日反省文を書かせるなどの行為を通じて、女性が夫しか頼れないよう仕向けていくのである。

このような暴力を繰り返された女性は自信をなくし、夫に頼るほかないと思ひ込むようになる。なかには、耐えかねた妻が出て行こうとすると自殺すると騒ぎ立て、あるいは泣いて謝罪し、彼女を引き留める男性もいる。懇願された女性の中には、夫には自分が必要だと思う者も現れる。このようにして被害者は「逃げ出せない」環境に閉じ込められるのである。

従来、DVはプライベートな関係、すなわち私的領域の暴力であり、司法や警察、行政が介入すべきか否かという公私二元論に基づく議論がなされてきた⁵。それに対して医療人類学者の宮地尚子は、「公的」な領域に対置される「私的」な領域を親しい二者の「親密的領域」と一者の「個的領域」とに分け、「公的」「親密的領域」「個的領域」の三項で考えることを提案している(宮地 2005, 宮地・菊池2014)。親密的領域とはカップルや家族のような恋愛や性愛、親愛などに媒介される人間関係で、個的領域とは、被害者が一人の人間としてその存在が脅かされることなく自由でいられる場と空間を指し、ゆえにDVとは相手の個的領域を奪って親密的領域にしていこうとする暴力と支配だと定義している(宮地 2005: 126-127, 宮地・菊池2014: 5-6)。今の社会は親密的領域の暴力をどこかで許しているのではと危惧し、DV対策が甘く、危険だと警鐘を鳴らす(宮地・菊池2014: 6)。また、法分野からも、DVケースを法制度で扱う際の現状における限界や問題を整理していくうえで、家庭という私的領域への介入か不介入かという二元論を超えて、「親密圏」という概念へ着目することを提

案している（井上 2014：61-62）。

このような「親密性」概念の補助線を引くことで、「逃げ（られ）ない」DVの根本的な問題への理解が可能になり、親密な関係に潜在する暴力の根絶というDV政策本来の目的へと立ち返ることができる。それは、一時保護—福祉行政の連携—自立支援という現在の単線型DV政策から、いかにして非暴力的かつ非支配的な親密な関係を築いていくのか、すなわち家族や恋人といった「親密性」をめぐる社会規範や価値観の転換を含む複線型へのDV政策への転換を促すものになろう。

DV政策の方向性と 第4次男女共同参画基本計画

女性に対する暴力の根絶という目標にとって、家族や夫婦や恋人といった関係に前提されている「親密」なあり方が、暴力を生む温床となり得ないかどうか、一人ひとりが常に吟味することは重要な課題であり、時間のかかる社会全体のプロジェクトでもある。しかし、こうした親密な関係性の相対化を政策の一部が担うことは不可能ではない。

とりわけ「逃げ（られ）ない」DVへの対策という観点からいえば、「相談」という実践が実は最も地道で効果の上がる方法としてある。30年の経歴を持つ元婦人相談員が語るように、「実は、保護する前に十分当事者の話を聴くことで解決できることがたくさんある。ベテランの相談員ほど保護の件数は少ない」のである。

従来、法や制度を執行する社会福祉などの本来業務の周辺に位置づけられていた相談を、理論化し、一つのジャンルとして確立していく試みも始まっている（須藤 2005:34）。人間の生活を分断化し、福祉の手当てやサービスを提供するだけでは、結局、親密な関係における暴力は潜在し続け、一向に根絶には向かわない。関係性における問題を総合的に捉える力量とそれを支える支援体制が期待されている（土井良 2016：39）。

相談は、DV被害、即一時保護、福祉サービスへ、というシステムティックな対応の入り口としてあるのではなく、相談こそが被害者支援の中心に据

えられなければならない。また、加害者の多くを占める男性の相談をしっかりとめることでDV減少につながるという指摘もある（市川 2016:167）。実際、「被害者支援の一環」として実施されているDV加害者更生プログラムの例もある（信田 2014:32）。同時に、相談につながるためには、当事者が、自身に起こっていることがDVだと認識する力を社会全体で養っていかねばならない。

だが、実際には先述したように、これら相談の質や体制においては、自治体間の格差は広がっている。また、都市部では民間の一時保護シェルターや被害者支援の活動が蓄積されている自治体もあるが、多くは厳しい財政状況の中での活動となっている。

一方、こうした民間団体のない自治体では、自治体職員による信頼のおける質の高い相談体制が整備されているとはいいがたい。そもそも緊縮財政下で相談員が不足しているだけでなく、非正規雇用、低処遇という雇用条件も目に見えて悪化している。

全国の男女共同参画センター 257施設の調査によると、全国の相談員843人のうち94%が非正職員で、相談員の82%が時給1000円以下で働きながら、平均して年間302件の電話相談と105件の面接相談をこなしているにも関わらず、4つのうち1つのセンターで相談員は業務として研修を受けられない状況に置かれている（横山 2016）。

その観点から見れば第4次基本計画は「逃がす」ための方向性を維持しつつも、新たな政策の方向性としてある相談体制の底上げという点があまり明確には見えてこない。相談という営みが核となり、そこでの実践の積み重ねが、親密な関係性を相対化する触媒となり、DV政策の方向性を再考する契機とするためには、支援のハブとして包括的な対応ができる相談員の雇用条件、研修制度、人手不足やバーンアウト対策が必要である。このままでは各自治体の事情や特徴を理由に、自治体間のばらつきが出るだけでなく、自分がどの自治体に所属するかという偶然性に被害者支援が依拠する懸念も生じる。

以上のように、現行のDV政策は、親密な関係に

おける暴力の根源そのものへの視点が欠落したまま、DV被害によって表面化する問題の対処を中心に整備されてきた。加害者と被害者という枠組みの中で、単に切り離すような枠組みでは、より総合的な力を発揮し得る相談の可能性をも狭めかねない。このまま政策の拡充が進んだとしても、加害者の相談の強化や関係性の質的な好転の可能性も含め、多面的に検討できる相談の実践への評価がなされるとは言えない状態にある。改めて相談の必要性に目を向け、技量を持った相談員の育成と支援体制づくりが急務である。相談の経験知の中から「家族」や「愛情」の相対化を社会に提起することで、支配や暴力のない親密な関係をいかに築くべきかについての社会的な議論が喚起されるのではないだろうか。■

《注》

- 1 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査（平成26年度調査）」（http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/h26_boryoku_cyousa.html）
- 2 警察庁「平成26年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」（<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/stalker/26STDV.pdf>）
- 3 2004年改正で、市町村による配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となった。2015年11月9日付で、全国261箇所（うち市町村設置は88箇所）ある。（http://www.gender.go.jp/e-vaw/soudankikan/pdf/center_to.pdf）
- 4 2007年～2009年にかけて、DV政策の実務担当者へのインタビュー調査を行った。
- 5 「特別企画 検証・「民事不介入の揺らぎ」」『法学セミナー』（No. 550）、2000年参照。

《参考文献》

- 市川季夫（2016）「第7章 男性相談の現状と課題―男だつて悩むし相談したい」須藤八千代・土井良多江子編著『相談の力―男女共同参画社会と相談員の仕事』明石書店、161-180。
- 井上匡子（2014）「DV対策の現状と理論的課題―企画趣旨と問題整理」『法律時報』86（9）：57-62。
- 大西祥世（2006）『女性と憲法の構造』信山社。
- 小川真理子（2015）「DV被害者支援の現在と未来―行政・民間の支援実践を通して」We Learn 747: 6-9。
- 戒能民江編著（2006）『DV防止とこれからの被害当事者支援』ミネルヴァ書房。
- 片桐由喜（2014）「DV被害者支援における社会保障法制の課題と展望」『法律時報』86（9）：57-62。
- 北仲千里（2010）「あらゆる性別を包括するドメスティック・バイオレンス政策への課題」『ジェンダー & セクシュアリティ』5: 95-108 国際基督教大学ジェンダー研究センター。
- 桑原博道（2014）「法律はDVから女性を守れるか―DV防止法改正と問題点について」『保健の科学』56（1）：10-14。
- 児島亜紀子（2002）「誰が「自己決定」するのか―援助者の責任と迷い」『援助するということ』有斐閣。
- 須藤八千代（2005）「第2章 相談の原点」須藤八千代他編著『相談の理論化と実践―相談の女性学から女性支援へ』新水社、29-50。
- 土井良多江子（2016）「第2章 総合力としての相談」須藤八千代・土井良多江子編著『相談の力―男女共同参画社会と相談員の仕事』明石書店、37-50。
- 信田さよ子（2014）「DV加害者へのアプローチ―DV加害者更生プログラムの実践経験から」『保健の科学』56（1）：31-34。
- 宮地尚子（2005）「支配としてのDV 個的領域のありか」『現代思想』9月号、青土社、121-133。
- 宮地尚子・菊池美名子（2014）「ドメスティックバイオレンス（DV）はなぜ起こるのか―人文社会科学的側面からの考察―」『保健の科学』56（1）：4-9。
- 横山麻衣（2016）「第8章 相談員の労働環境―男女共同参画センター全国調査結果から」須藤八千代・土井良多江子編著『相談の力―男女共同参画社会と相談員の仕事』明石書店、181-204。



「第11分野 男女共同参画の視点に立った 防災・復興体制の確立」について

皆川 満寿美

早稲田大学ほか非常勤講師・埼玉県防災会議委員

男女共同参画基本計画における災害についての記述

第4次男女共同参画基本計画（以下「計画」）は、全部で12の分野から構成されており、3次計画の15分野から減少している。けれども、今回新たに置かれた分野がある。11分野の「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」もその一つである¹。4つの政策領域のうち、「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」に位置づけられている。このように、災害を独立した分野とさせたものは、もちろん、東日本大震災の経験であるが、「計画」が災害について言及するのは今回が初めてではない。以下、第4次計画第11分野に至る事実関係を記述する。

「計画」における災害についての記載は、2次計画から始まった。「12. 新たな取組を必要とする

分野における男女共同参画の推進」として、「科学技術」「地域おこし、まちづくり、観光」「環境」とともに、「防災（災害復興を含む）」として言及されるようになったのである。それが3次計画では「第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」としてタイトルにも登場、成果目標として「女性委員のいない都道府県防災会議の数」（2009年で13だったが、2013年に0を達成）、「全国の女性消防団員」（2015年に10万人を目標としたが、2010年で19,103人、2014年で21,684人と、目標からははるかに遠い状態である）を掲げた。

そのきっかけは、1995年1月17日の阪神淡路大震災である。「ウイメンズネット・こうべ」などの女性への支援活動があったのだが、そうした活動について、男女共同参画会議に置かれた監視・影響調査専門調査会の「影響調査事例研究ワーキングチーム」が、2002年～2003年に、影響調査の事例研究の一つとして、有識者ヒヤリングを行い、報告書にまとめた²。そこでは、下のように、被災時の女性の（また、男性の）困難について記載されており、このようなことから、男女共同参画基本計画への記載が考えられるようになっていったという（原2011:63,67）。

みながわ ますみ

お茶の水女子大学大学院博士課程単位修得退学。専門分野は、ジェンダー研究、エスノメソドロジー。1993年より首都圏の複数の大学で非常勤講師をつとめる。

近著に「第3次男女共同参画計画改定／第4次男女共同参画基本計画策定について」『ジェンダー法研究』第2号（信山社出版、2015年）。

「政策を読み解く」（『女性展望』公益財団法人市川房枝記念女性と政治センター）、「Break the Status Quo～次世代のために」（『毎日ウィークリー』毎日新聞社）をそれぞれ連載中。

1. 災害弱者としての女性

○死者数では女性は男性に比べ約1,000人多く、女性は男性の約1.5倍であった。

2. 被災後の男女の異なる状況やニーズ等

- 水道、ガス、電気などライフラインの途絶により、水や食糧の確保、家の片付け、補修の手配など衣食住の生活を維持するための家事負担が激増し、及び医療・福祉施設が機能しなくなったことで病人、幼児、老人、障害者に対する家族的な責任(介護や同居等)が激増したが、負担の殆どが女性に集中し、ストレスや精神面に不調、例えば PTSD (心的外傷後ストレス障害)が生じた。
- 交通機関がマヒした状態でも男性には職場に早く復帰するという期待や、宿泊勤務等による負担がかかった。
- 避難所や仮設住宅等における新しい環境になじめない男性のアルコール依存症や孤独死が増加した。

3. 配偶者に対する暴力、性犯罪など平常時の問題がより凝縮して現れた

- 避難所や仮設住宅等で安全性やプライバシーが十分でないために性犯罪等が増加した。
- 解雇等生活不安や焦燥感から配偶者に対する暴力が増加した。(内閣府男女共同参画局影響調査事例研究ワーキングチーム 2003:11-12)

こうした把握もあり、2004年10月の新潟県中越地震の際には、男女共同参画局は、現地対策本部に「女性の視点」担当職員を派遣し、新潟県等に相談窓口を設置、男女共同参画局長は、防災担当統括官に「防災行政における男女共同参画の視点の反映」を提言した³。内閣府防災も対応し、2005年7月、中央防災会議は、「防災基本計画」に、「女性の参画・男女双方の視点」を明記、2008年2月には、「防災基本計画」への追記(「防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある」)が行われた。

東日本大震災の経験

このように、国の計画では災害政策への男女共

同参画視点の取り入れが行われていたが、2011年3月11日の東日本大震災では、これらの記述が適切に機能したとは思われない。避難所設置の指示を始めとして、災害の現場での対応は、基礎的自治体としての市区町村が担うことになるが、東日本大震災では、庁舎も津波に襲われ、首長を含む多くの職員を亡くした自治体もみられたのである。また、全国知事会男女共同参画特別委員会は、2008年に「女性・地域住民からみた防災施策のあり方に関する調査」を実施していたが、その結果を知る者には、避難所での女性や子ども、障害者に厳しい状況が想像できた⁴。

発災後、男女共同参画局は何度か通知を出し(3月16日発出「女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について(避難所等での生活に関する対応の依頼)」など)、また、被災地に交代で職員を送り、状況の改善に尽力したが、災害の規模の大きさもあり、万全にはいかなかったであろう。3度繰り返されているこうした状況について訴え、また、復興政策に男女共同参画の視点を組み込むべきと、3ヶ月後の6月11日、日本学術会議講堂で、「『災害・復興と男女共同参画』6.11シンポジウム」が開催された⁵。東日本大震災復興構想会議には女性委員は一人しか入らなかったが、6月24日に成立した東日本大震災復興基本法第2条「基本理念」第2項において、「女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと」とされ、「復興への提言～悲惨のなかの希望」(2011年6月25日)、「東日本大震災からの復興の基本方針」(7月29日)に男女共同参画関連の記述が入った。また、「東日本大震災復興対策本部」事務局に男女共同参画を推進する体制が設けられ、復興庁発足後は、男女共同参画班として活動している。

全国の男女共同参画センターも、直接間接に被災者支援の事業を実施したが、全国女性会館協議会は、2011年4月より有志による募金事業(東日本大震災女性センターネットワーク募金)を開始、これを原資として各センターへの助成を行った。2013年からは「男女共同参画センター防災・復興全国キャンペーン」を展開、災害関連施設としての

位置づけを確立しようと努力を重ねている。また、国際NGOオックスファムジャパンの援助により、民間の中間支援団体として「東日本大震災女性支援ネットワーク」も活動した⁶。2012年秋には、「きめる、うごく、東北から」をテーマとして、「日本女性会議2012仙台」が開催され、「仙台宣言」を採択し⁷、2015年3月の第3回国連防災世界会議での「女性テーマ館」設置につながった。

男女共同参画局は、その後も災害について注力し、検討会を設置して「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組み指針」をとりまとめ（2013年5月）⁸、男女共同参画会議監視専門調査会では、関係者からのヒヤリングに基づき、2012年、2014年の2度にわたり、防災、復興における男女共同参画の推進に関し意見決定を行っている⁹。

また、2012年6月には、災害対策基本法が改正され、第15条に「八 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者」が加えられ¹⁰、都道府県防災会議に女性委員を増やすことが容易になり、その結果、女性委員がゼロの都道府県は皆無となった。所管である内閣府防災では、中央防災会議下にある調査会、検討会などにおいて関連審議を行い¹¹、2012年4月には、防災基本計画へのさらなる追記が行われた。

日本政府は、対外的にも震災の経験をアピールしている。2012年と2014年の2度、国連女性の地位委員会において、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議を主導し、いずれも採択された。2015年3月に仙台で開催された第3回防災世界会議でも、女性は重要なトピックであったが、総理大臣は、ハイレベル・パートナーシップ・ダイアログ「防災における女性のリーダーシップの発揮」（3月14日）において、仙台市宮城野区岩切地区の女性たちの活動を引きながら「災害に強靱な社会、つまり『レジリエンス』を持つ社会の構築には、女性が原動力となることが不可欠です」とスピーチした¹²。この会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」でも、女性は重要なステークホルダーとして位置づけられ、そ

の参画とリーダーシップの促進が主張され、ジェンダー視点に立った「災害リスク削減」(disaster risk reduction) が言われている¹³。ここまで述べた事柄が、4次計画第11分野の背景である。

第11分野の構成と内容、実現への課題

第11分野の構成は、「1 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進」「2 復興における男女共同参画の推進」「3 国際的な防災協力における男女共同参画」となっており、3次計画では記述が落ちてしまった復興について定められた。具体的施策は、3次計画の8項目から、29項目に増加している(1が19、2が7、3が3項目である)。いずれも、基本は「意思決定場面への参画」と「男女共同参画の視点の導入」であり、防災担当部局、災害対策本部や消防吏員など記述がより特定のになり、事前の備え、災害発生時、復興プロセスのそれぞれにおいて女性が参画すること、また関係者が男女共同参画視点を持つこと、その視点に立った施策を策定し、実施することが求められている。また、そのために、男女別のデータ収集、整備することも求められている。

ここまでみてきたように、東日本大震災での困難な経験を男女共同参画政策において克服し、2度と繰り返さないようにとの思いから、行政であれ民間であれ、たくさんの人々が尽力しているのは事実であり、4次計画第11分野もその一環である。この動きは、自治体の計画においても反映されていくものと考えられるが、すでに男女共同参画条例に災害の条項を入れるところが出ており(長岡市、川口市、台東区など)、これも広がっていくと思われる。また、「私たちは、社会に影響を与える力を持ち、より多くの役割を果たすべきであることを自覚します。(中略)私たちには『きめる』権利と共に、『うごく』力も責任もあることを確かめました」(仙台宣言)という声には、地域社会での日常生活を支えているのは多く女性でありながら、意思決定には関与していないことを悔いて、後ろに控えているのをやめ、前に出ていこうという強い思いも含まれている。4

次計画は、第1分野にみられるように、安倍政権の「女性活用」政策（最近の表現では「女性活躍政策」）を受けた構成になっているが、経済成長の道具としてでなく、自らのために、「202030」を勝ち取るうとする意思を重ねることもできるのである。

しかしながら、このような努力は、国であれ自治体であれ、防災部局には浸透していない。防災会議の委員に女性が増えたことは確かだが、看護師、栄養士、あるいは婦人防火クラブなど、職能団体や既存の関係団体から出た委員は男女共同参画視点を持っているわけではなく、その発言によって自治体の災害政策に男女共同参画視点が備わるといえることはない。筆者は埼玉県防災会議の委員を務めており、自治体職員を対象とする講座の講師も務めた経験をもつが、地域防災計画に男女共同参画関連記述が盛り込まれていても、担当職員自身がその視点をもたず、防災リーダー研修には関連のプログラムが組まれない例もある。国連の防災政策の基本理念だといえる「災害リスク削減」には、人々の社会構造上の位置からつくりだされる（災害）脆弱性（vulnerability）の概念があり、その克服は、政策上重要な位置を占めているが、自治体の防災担当職員へは届いていないと思われる。土木建築、インフラ系の発想になじみ、女性に炊き出しをお願いしてはいけぬのなら、何をやってもらったらいいのかと悩んでしまう職員が、女性がリーダーになることの意味や、「男女共同参画社会の実現」や「社会的包摂」は災害政策でもあるのだと理解できるようになるには、まだまだ時間がかかると思われる。■

《注》

- 1 http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/pdf/2-11.pdf。なお、男女共同参画局ウェブサイトには、「災害対応」ページが設けられており（<http://www.gender.go.jp/policy/saigai/index.html>）、本稿で言及している関係文書の多くをここで入手することができる。
- 2 内閣府男女共同参画局影響調査事例研究ワーキングチーム「影響調査事例研究ワーキングチーム中間報告～男女共同参画の視点に立った施策の策定・実施のための調査手法の試み～」（http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/eikyoku/houkoku/index_hei1511.html）
- 3 男女共同参画推進連携会議第29回全体会議提

- 出資料「男女共同参画の視点からの防災対応について―東日本大震災への男女共同参画の視点を踏まえた被災者支援」（<http://www.gender.go.jp/kaigi/renkei/zentai/29/pdf/siryoo3-1.pdf>）
- 4 <http://www.nga.gr.jp/data/document/2008/1396059725965.html>
 - 5 主催は日本学術会議、「『災害・復興と男女共同参画』6.11 シンポ」実行委員会。筆者も実行委員会作業チームメンバーとして開催を準備し、当日は総合同司会を担当した。
 - 6 2011年6月～2014年3月。筆者は、運営委員、政策提言プロジェクトアドバイザーとして参加した。現在、後継団体として「減災と男女共同参画研修推進センター」が活動している。
 - 7 <http://www.sendai-1.jp/joseikaigi2012sendai/announcement/index.html>
 - 8 <http://www.gender.go.jp/policy/saigai/shishin/>
 - 9 2014年の意見決定に際しては、筆者も「東日本大震災女性支援ネットワーク」のメンバーとしてヒヤリングを受けている。
 - 10 「平成24年6月27日内閣府・消防庁」通知「災害対策基本法の一部を改正する法律の運用について」により、「男女共同参画の推進及び高齢者や障害者などの多様な主体の参画を促進すること」とその趣旨を明示している。
 - 11 また、総務省消防庁でも審議されている（<http://www.gender.go.jp/policy/saigai/chuoubousai.html>）。
 - 12 http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement/2015/0314speech.html
 - 13 「仙台防災枠組2015-2030（仮訳）」（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000081166.pdf>）

《文献》

- 原ひろ子（2011）「【6】日本における災害予防、発生直後の対策、復興過程におけるジェンダー課題」、大沢真理・堂本暁子・山地久美子編（皆川満寿美編集補佐）『『災害・復興と男女共同参画』6・11 シンポジウム～災害・復興に男女共同参画の視点を』、資料編 pp.62-70、GCOE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」社会科学研究所連携拠点シリーズ NO.4/ISSリサーチシリーズ No.46、東京大学社会科学研究所。
- 皆川満寿美（2011）「日本の災害・復興政策と男女共同参画／ジェンダー平等」『埼玉自治研』No.36、pp.19-24。
- 同（2012）「女性を視野に入れた復興政策」、竹信三恵子・赤石千衣子編『災害支援に女性の視点を！』岩波ブックレット No.852、pp.52-58。
- 日本女性会議 2012 仙台実行委員会（2013）『日本女性会議 2012 仙台大会報告書』日本女性会議 2012 仙台実行委員会。
- ウィメンズネット・こうべ編（1996）『女たちが語る阪神大震災』木馬書館。